

令和2年4月以降、0.5%引き上げ

特別児童扶養手当等の手当額変更について

2019年全国消費者物価指数の実績値（対前年度比0.5%増）が公表されました。特別児童扶養手当等の各手当については、毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定するスライド措置がとられています。そのため、令和2年4月以降の各手当額については、0.5%引き上がります。

	～令和2年3月（月額）	令和2年4月～（月額）
特別児童扶養手当（1級）	52,200円	52,500円
特別児童扶養手当（2級）	34,770円	34,970円
特別障害者手当	27,200円	27,350円
障害児福祉手当	14,790円	14,880円
福祉手当（経過措置分）	14,790円	14,880円
児童扶養手当（全部支給）	42,910円	43,160円
児童扶養手当（一部支給）	42,900円～10,120円 （所得に応じて決定）	43,150円～10,180円 （所得に応じて決定）

※児童扶養手当の支給は、令和元年11月より年6回（2か月に1回）となりました。

▶詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。

子どもたちが豊かな環境のなかで教育を受けられるために

町内の教育機関などでベルマークを集めています

町内の教育機関などでは、教育環境の改善に役立てるため、ベルマークを収集しています。

これまでに集めたベルマークで、一輪車や掃除機、CDラジカセなどの教材や備品・図書を購入しました。

以下の教育機関などでベルマークを回収していますので、ご協力をお願いします。

【回収場所】

- 📍まなびの郷
- 📍うどの幼稚園
- 📍相野谷中学校
- 📍相野谷小学校

※回収方法などは、各回収場所にてご確認ください。



ベルマークで交換した掃除機

◆ベルマーク運動とは

ベルマーク運動はすべての子どもに等しく、豊かな環境のなかで教育を受けさせたいという願いから、1960年に始まりました。

協賛会社の対象商品についているベルマーク1点を1円で換算して、教材や備品と交換できます。

さらに、交換したものの代金の10%がベルマーク財団に援助金として寄付され、その援助金で災害被災学校や養護学校などの援助をしています。

ベルマーク運動には、「自分たちの教育環境づくり」と「教育援助」という2つの機能があります。

▶詳しくは、町教育委員会（☎33-0341）までお問い合わせください。

愛犬のためにあなたができること

狂犬病予防注射と畜犬登録のお知らせ

犬を飼っている方は、その犬の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を行うことが義務づけられています（狂犬病予防法）。

令和2年度の狂犬病予防注射、および畜犬登録を右記のとおり実施しますので、この機会にご利用ください。また、犬の死亡、飼い主の住所・氏名が変わったなど登録事項が変更になったときは、届け出をお願いします。

◆対象 生後91日以上のかい犬

◆料金（1頭あたり）

【登録済の犬】 **3,400円**

（注射料2,850円＋注射済票550円）

【未登録の犬】 **6,400円**

（注射料等3,400円＋登録料3,000円）

※なるべくおつりのいらないう、ご用意ください。

▶詳しくは、役場環境衛生課（☎33-0338）までお問い合わせください。

◆狂犬病予防注射実施日時

日程	時 間	場 所
4月13日(月)	8:50～9:05	桐原生活改善センター
	9:15～9:20	阪松原生活改善センター
	9:30～9:40	平尾井生産活動センター
	9:55～10:05	大里多目的集会施設
	10:20～10:25	旧JA高岡出張所前県道
	10:40～10:50	鮎田構造改善センター
	11:10～11:15	北松杖多目的集会施設
	11:30～11:35	旧JA浅里出張所前
	13:10～13:30	旧役場分庁舎駐車場（成川）
	13:40～14:10	飯盛多目的集会施設
4月14日(火)	14:20～14:50	神内構造改善センター前
	9:10～9:30	下り場駐車場
	9:40～10:10	井田公民館
	10:25～10:55	上野つどい館
	11:10～11:30	鶴殿長谷集会所
	13:10～13:50	鶴殿駅自転車置場前
	14:00～14:25	役場本庁舎裏

愛犬と家族の命を守るために

狂犬病は過去の病気？

狂犬病とは、狂犬病ウイルスというウイルスを媒介した感染症で、犬だけでなく人にもうつり、発症した場合、ほぼ100%死に至る恐ろしい病気です。日本では法律で犬の登録、予防注射などが定められ、徹底されていることから50年以上狂犬病の発生は確認されていませんが、海外では、アジア・アフリカ地域を中心に毎年5万人以上の方が狂犬病により亡くなっているといわれています。

日ごろから、飼い主一人ひとりが狂犬病に対して正しい知識を持ち、次の3つの義務を確実にすることが愛犬と家族の命を守るために大切なことです。

- ① お住まいの市町村に飼い犬を登録すること
- ② 飼い犬に年1回の狂犬病予防注射を受けさせること
- ③ 飼い犬に鑑札と注射済票を付けること

